就学相談説明会

瑞穂町教育委員会　教育指導課　指導係

１　就学相談とは

２　一人ひとりに応じた教育環境

３　相談の流れ

４　切れ目のない支援

１　就学相談とは

　就学（入学）までの１年間を活用し、保護者の方が心配されているお子さまの様子・行動などについて、学校生活を送るにあたり、どのような支援や教育環境が必要なのかを保護者の方と共に考えるものです。

1　就学相談とは

　就学相談では、学校見学や授業体験を行うことができるほか、保護者の方がお子さまとの関わりの中で大切にしてきたことや在籍している園・学校などで取り組まれてきたことを就学（入学）する学校へ引継ぐことができます。

1　就学相談とは

　一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行える「学びの場」を検討する就学支援委員会では、お子さまや保護者の方のご希望を踏まえ、医師や心理師、特別支援教育コーディネーターなどの専門家が話し合いを行います。

２ 一人ひとりに応じた教育環境

【学びの場】

児童・生徒の教育的ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、様々な「学びの場」を設置しています。

- 通常の学級
- 特別支援教室
- 特別支援学級
- 特別支援学校

町ホームページもご参考ください。

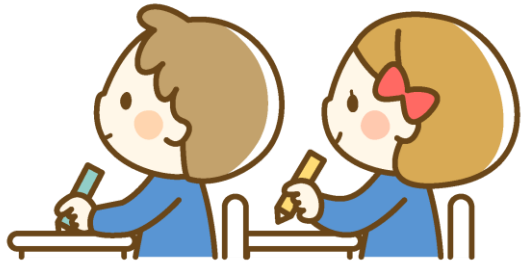

２ 一人ひとりに応じた教育環境

【学びの場】

通常の学級：お子さまの住所所をもとに学区を指定しています。

＜ 小学校 ＞

- ■ 瑞穂町立瑞穂第一小学校
- ■ 瑞穂町立瑞穂第二小学校
- ■ 瑞穂町立瑞穂第三小学校
- ■ 瑞穂町立瑞穂第四小学校
- ■ 瑞穂町立瑞穂第五小学校

＜ 中学校 ＞

- ■ 瑞穂町立瑞穂中学校
- ■ 瑞穂町立瑞穂第二中学校

２ 一人ひとりに応じた教育環境

【学びの場】

特別支援教室：通常の学級に在籍する児童・生徒を対象に、情緒面や行動面に関する苦手なことへの指導・支援を行うための教室です。教科学習や補修指導は行いません。

＜ 小学校 ＞

- ■ 瑞穂町立瑞穂第一小学校
- ■ 瑞穂町立瑞穂第二小学校
- ■ 瑞穂町立瑞穂第三小学校
- ■ 瑞穂町立瑞穂第四小学校
- ■ 瑞穂町立瑞穂第五小学校

＜ 中学校 ＞

- ■ 瑞穂町立瑞穂中学校
- ■ 瑞穂町立瑞穂第二中学校

２ 一人ひとりに応じた教育環境

【学びの場】

特別支援学級：一人ひとりの実態に応じた指導・教育を行う学級です。
特別支援学級に在籍する児童・生徒となります。

＜ 知的障がい ＞

■ 瑞穂町立瑞穂第一小学校
（１年生～６年生対象）

■ 瑞穂町立瑞穂中学校
（１年生～３年生対象）

＜ 自閉症・情緒障がい ＞

■ 瑞穂町立瑞穂第四小学校
（３年生～６年生対象）

２ 一人ひとりに応じた教育環境

【学びの場】

都立特別支援学校：障がいなどの状態に応じた教育を行う学校です。
特別支援学校に在籍する児童・生徒となります。

＜ 瑞穂町近隣の都立特別支援学校 ＞

- ■ 東京都立羽村特別支援学校（知的障がい）
- ■ 東京都立村山特別支援学校（肢体不自由）
- ■ 東京都立八王子盲学校　　（視覚障がい）
- ■ 東京都立立川ろう学校　　（聴覚障がい）

３ 相談の流れ

申込み → 初回面談 → 学校見学・体験
医療機関への受診
発達・心理検査の実施 → 就学支援委員会 → 意見の伝達 → 就学先「学びの場」の決定

３ 相談の流れ

（R6年度）
3月
（R7年度）
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
【申込み】
※8月以降：原則として医療機関への継続受診がある場合
【初回面談】
【発達・心理検査の実施】【医療機関への受診】
【学校見学・体験】
【学校見学・体験】
【就学支援委員会】
【意見の伝達 → 就学先「学びの場」の決定】

3 相談の流れ

（R6年度）
3月
（R7年度）
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
【申込み】
※8月以降：原則として医療機関への継続受診がある場合
【初回面談】
【発達・心理検査の実施】【医療機関への受診】
【学校見学・体験】
【学校見学・体験】
【就学支援委員会】
【意見の伝達 → 就学先「学びの場」の決定】

３ 相談の流れ

①【申込み】

申込方法：電話または窓口

〔電話〕042-557-6694（指導係）へご連絡ください。

〔窓口〕役場庁舎３階 １６番窓口へお越しください。

受付開始：令和７年３月１７日（月）

申込期限：令和７年７月３１日（木）

※医療機関への継続受診がある場合は令和７年１０月３１日（金）まで

３ 相談の流れ

①【申込み】

　お子さまの就学について、ご心配なことなどを伺います。
　また、初回面談を行うにあたり、来庁していただく日程を調整します。ご都合の良い日程をご提示ください。
　就学相談は、多くの時間が必要となります。
　保護者の方のお気持ちやご予定を踏まえ、ご負担なく進めることができるよう、お早めにご相談ください。

3 相談の流れ

（R6年度）3月
（R7年度）4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
【申込み】
※8月以降：原則として医療機関への継続受診がある場合
【初回面談】
【発達・心理検査の実施】【医療機関への受診】
【学校見学・体験】
【学校見学・体験】
【就学支援委員会】
【意見の伝達 → 就学先「学びの場」の決定】

３ 相談の流れ

②【初回面談】

　初回面談では、保護者の方のご希望を踏まえ、今後の手続きなどを具体的にご説明いたします。

　また、教育相談室の専任相談員（心理師）が、現在のお子さまの様子、発育の様子、保護者の方の願いなどについて、お聞きします。

　面談時間は１時間から１時間半程度です。

３ 相談の流れ

②【初回面談】

　面談の際には、母子健康手帳やその他手帳（取得されている場合）をご持参ください。
　また、在籍している園・学校、医療機関などから受領したお子さまに関する書類ありましたら、ご提出ください。

　例：検査結果、診察記録、情報提供書など

3 相談の流れ

（R6年度）
3月
（R7年度）
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
【申込み】
※8月以降：原則として医療機関への継続受診がある場合
【初回面談】
【発達・心理検査の実施】【医療機関への受診】
【学校見学・体験】
【学校見学・体験】
【就学支援委員会】
【意見の伝達 → 就学先「学びの場」の決定】

３ 相談の流れ

③【発達・心理検査の実施】【医療機関への受診】

就学（入学）先となる「学びの場」を検討するにあたり、お子さまの実態などをより詳しく把握することができるよう、検査（ウェクスラー式知能検査や田中ビネー式知能検査）の実施や医療機関への受診をしていただきます。

医療機関などの予約が取れない場合や受診までに数か月かかる場合が予想されますので、お早めにご調整ください。

3 相談の流れ

（R6年度）3月
（R7年度）4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
【申込み】
※8月以降：原則として医療機関への継続受診がある場合
【初回面談】
【発達・心理検査の実施】【医療機関への受診】
【学校見学・体験】
【学校見学・体験】
【就学支援委員会】
【意見の伝達 → 就学先「学びの場」の決定】

３ 相談の流れ

④【学校見学・体験】

　特別支援教室、特別支援学級、都立特別支援学校などを見学していただきます。

　保護者の方のご希望やお子さまの実態に合わせて、授業体験も実施しています。

　担当教員からの説明などを踏まえ、特色などについて理解を深めていただきます。

3 相談の流れ

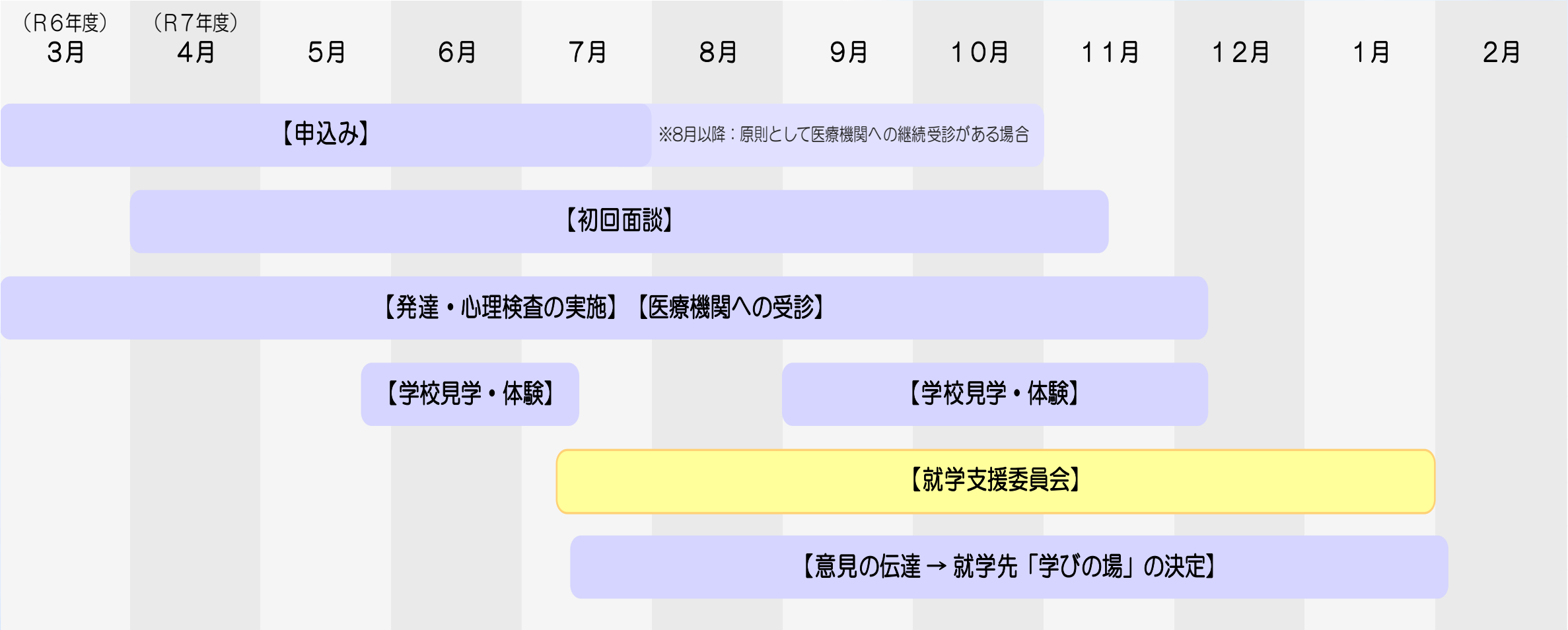
（R6年度）
3月
（R7年度）
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
【申込み】
※8月以降：原則として医療機関への継続受診がある場合
【初回面談】
【発達・心理検査の実施】【医療機関への受診】
【学校見学・体験】
【学校見学・体験】
【就学支援委員会】
【意見の伝達 → 就学先「学びの場」の決定】

３ 相談の流れ

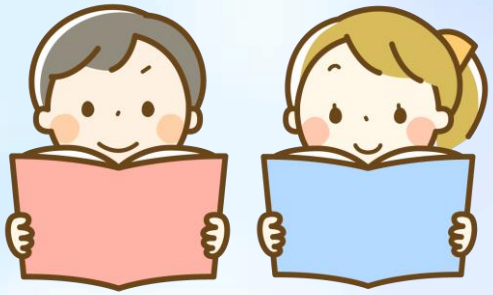

⑤【就学支援委員会】

「就学支援委員会」は、医師、校長、都立特別支援学校教員、特別支援学級教員、特別支援教育コーディネーターなどで構成されます。医学・教育学・心理学などの専門家です。

面談や行動観察のほか、在籍している園・学校への聞き取りなどを実施し、お子さまの実態を踏まえて検討・協議を行います。

３ 相談の流れ

⑤【就学支援委員会】

　保護者面談では、就学支援委員会の委員が、お子さまの様子や保護者の方の願いなどについて、改めてお聞きします。

　お子さまについては、個別または小集団で３０分程度の模擬授業を実施します。

　取り組みの様子を就学支援委員会の委員が観察しますので、お子さまと一緒にご参加ください。

３ 相談の流れ

⑤【就学支援委員会】

　検査結果や医師診察記録の提出、見学・体験の実施など、必要となる準備が整った上で、ご都合の良い回（７月から翌年１月にかけて複数回実施）に１度ご参加いただきます。

　※委員会へのご参加にあたっては、医師診察記録（お子さまの実態などを踏まえた医師の所見が記載されている書類）や学校の見学・体験が必要となります。

3 相談の流れ

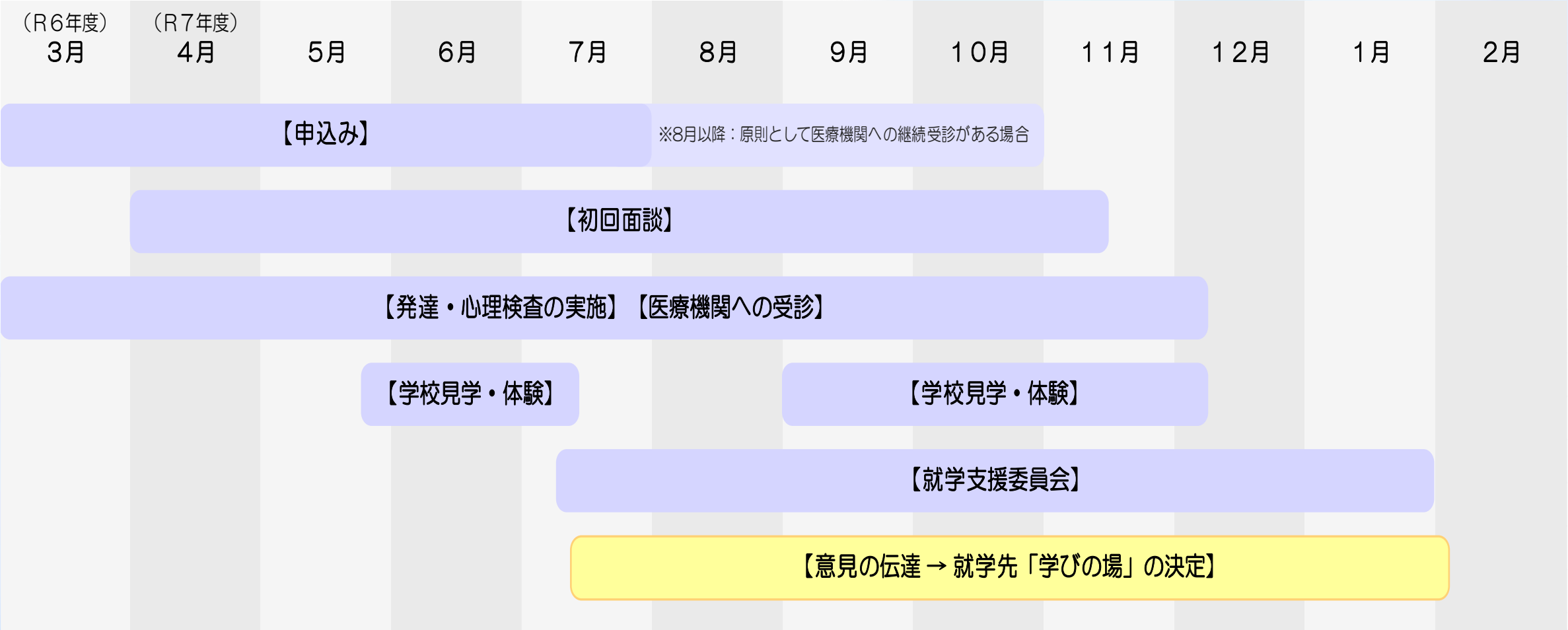
（R6年度）3月
（R7年度）4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
【申込み】
※8月以降：原則として医療機関への継続受診がある場合
【初回面談】
【発達・心理検査の実施】【医療機関への受診】
【学校見学・体験】
【学校見学・体験】
【就学支援委員会】
【意見の伝達 → 就学先「学びの場」の決定】

３ 相談の流れ

⑥【意見の伝達 → 就学先「学びの場」の決定】

　就学支援委員会実施から約１週間後、就学支援委員会の意見を踏まえて検討した支援方法や教育環境などについて、瑞穂町教育委員会（指導係）から保護者の方へお伝えします。

　意見などを十分に踏まえ、保護者の方に就学（入学）先となる「学びの場」を決定していただきます。

３ 相談の流れ

⑥【意見の伝達 → 就学先「学びの場」の決定】

　なお、都立特別支援学校へ就学する場合は、就学相談にて作成したファイルを瑞穂町教育委員会から東京都教育委員会へ提出し、東京都の就学相談へ引き継ぎます。

　東京都の就学相談では、東京都教育委員会または都立特別支援学校による面談や行動観察などを実施します。

３ 相談の流れ

パターン １
- 都立特別支援学校へ就学（入学）を考えている
- 特別支援学級への就学（入学）を考えている
- 就学（入学）時からの特別支援教室の利用を考えている

就学相談への申込み → 相談 → 就学支援委員会に参加 → 「学びの場」の決定 → 学校などへの引継ぎ

※委員会へのご参加にあたっては、医師の診察記録や学校の見学・体験が必要となります

３ 相談の流れ

パターン ２　・相談をして支援を受けられる環境を検討したい
・見学や体験を行ってどのような環境があるのか詳しく知りたい

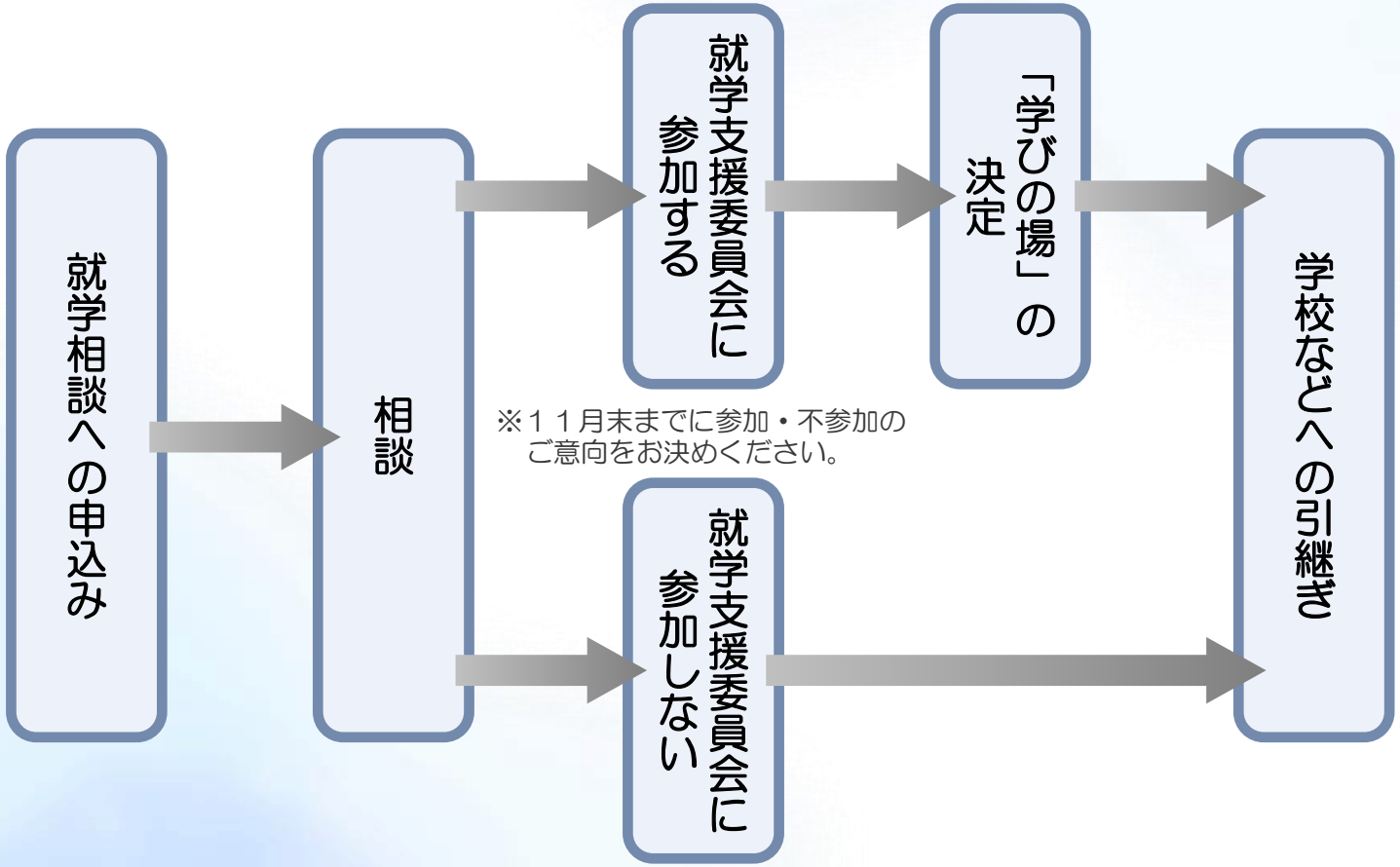

３ 相談の流れ

パターン ３　・心配はあるけれど通常の学級から始めてみたい
・就学（入学）後の様子を見て学校と相談したい

まずは、通常の学級へ
就学（入学）したい

就学相談への
申込みを行わない

→

通常の学級への
就学（入学）

保護者の方が心配されていることや
お子さまの様子を就学（入学）する
学校へ引継ぐことができます。

就学パスポートの活用を
ご検討ください。

４ 切れ目のない支援

【転学】

転学とは、学籍（学びの場）を異動することです。

具体的には・・・

都立特別支援学校　⇔　特別支援学級

特別支援学級　⇔　通常の学級

都立特別支援学校　⇔　通常の学級

４ 切れ目のない支援

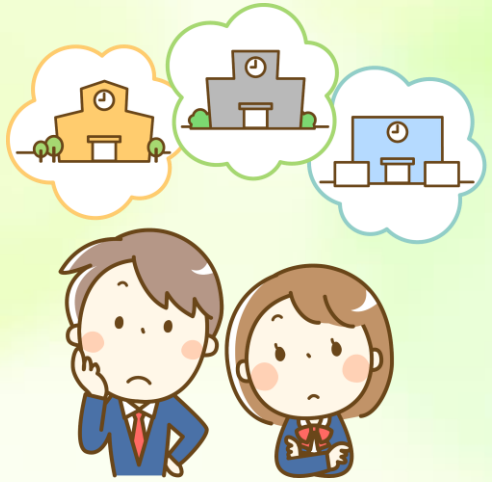

【転学】

　就学相談で決定した「学びの場」は、就学前のお子さまの実態をもとに、判断したものです。

　お子さまのさらなる成長という観点から、一人ひとりの適応状況などを勘案し、「学びの場」の異動について相談を実施するなど、柔軟に対応します。

　異動は、原則として新年度からとなります。

４ 切れ目のない支援

【転学】

　転学の検討・希望については、まずは在籍している学校の教員へご相談をお願いします。

　ご相談した結果、転学を視野に瑞穂町教育委員会との転学相談をご希望される場合は、ご連絡ください。

　電話：042-557-6694（指導係直通）

　相談の進め方などは、就学相談と同様となります。

４ 切れ目のない支援

【継続的な相談・支援】

　お子さまの能力や可能性を最大限に伸ばすためには、就学（入学）した学校での指導だけではなく、ご家族の協力が引き続き必要となります。

　就学（入学）後も、医療機関などと継続的に相談を行い、支援に向けた連携をお願いします。

就学相談のごあんない（町ホームページ）

お問い合わせ

瑞穂町教育委員会　教育指導課　指導係

電　話：０４２－５５７－６６９４（直通）

所在地：瑞穂町大字箱根ケ崎２３３５番地